

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 45 年 10 月に結婚後、しばらくして A 町役場（現在は、B 市）で国民年金の加入手続をし、それ以降の国民年金保険料を、夫の分とともに、自治会を通じて納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号から、昭和 47 年 4 月に払い出されていると推認され、申立期間当時は、国民年金に加入する前であり、夫の分とともに国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

しかし、年金手帳記号番号の払出日時点においては、過年度納付が可能であり、社会保険事務所（当時）の申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を 47 年 5 月 1 日に過年度納付していることが確認できる上、A 町の国民年金被保険者台帳によれば、46 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を 49 年 1 月 14 日に過年度納付していることが確認でき、申立期間の前後の期間は過年度納付されていることから、申立期間についても過年度納付した可能性がうかがえる。

また、A 町の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間である昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの徴収済記録欄の納付済を示す「○済」が押印された欄を抹消されているが、明白な訂正理由の記載も無く、抹消している

線及び未納という文字が薄いことなど不適切な記載が行われていることがうかがわれる上、オンライン記録によれば、平成 21 年 12 月 17 日に、一旦、申立期間の国民年金保険料の納付済期間が追加登録された後、22 年 6 月 19 日に同記録が取り消され、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までが納付済期間に訂正されており、年金事務所に聴取しても、社会保険事務所の当時の訂正処理に係る関係資料は保管されていないとしており、行政側において、記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について、未納は無く、夫の当該期間については納付済となっている上、申立期間当時の生活状況についても、「昭和 45、46 年頃は、経済状況はずっと良かった。」とするなど、申立期間を通じて住所及び生活状況に変化は無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付できたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当時、A市のB町公民館で開かれた国民年金説明会に誘われて出席した。どのように加入手続したかは覚えていないが、国民年金保険料については、申立期間①の昭和 36 年から 38 年まではA市B町の町内の集金で、38 年にA市C町に転居後はA市役所で納付し、申立期間②はA市役所で、申立期間③は金融機関で納付したと思う。申立期間に国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済とされている上、当該期間前後において、申立人の住所及び生活状況に特段の変化は認められないことから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「国民年金制度発足当時、A市のB町公民館で開かれた国民年金説明会に誘われて出席した。どのように加入手続したかは覚えていない。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 9 月 5 日に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 40 年 4 月 1 日に遡及して強制加入していることが確認でき

る上、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、遡って加入することはできないほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 36 年 4 月から A 市 B 町の町内の集金で納付していた。」としているところ、A 市において、国民年金保険料納付組合が発足したのは昭和 37 年 1 月 1 日からであり、少なくとも 36 年 4 月から同年 12 月までは町内の集金では納付できなかったと考えられる上、申立期間当時、B 町の近所に住んでいたとする者で申立人が覚えている二人は既に死亡しており、B 町における申立人の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等の証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、「昭和 38 年に A 市 C 町に転居後は、A 市役所において国民年金保険料を納付していた。」としているが、申立人が C 町に居住している昭和 41 年 9 月 5 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立内容に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間①において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、申立期間①は23万6,000円、申立期間②は23万3,000円、申立期間③及び④は25万9,000円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は31万円、申立期間⑦及び⑧は27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月26日

私は、申立期間において、A社（平成18年4月にB社に名称変更）から支給された各賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該標準賞与額の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて

て申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、B社から提出された平成15年7月分、16年12月分の申立人に係る賞与支払明細書（事業所控え）及び17年から19年までの賃金台帳の写しから、申立期間①は23万6,000円、申立期間②は23万3,000円、申立期間③及び④は25万9,000円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は31万円、申立期間⑦及び⑧は27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から 52 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 16 日から 52 年 1 月 15 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に基づく標準報酬月額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた複数の者は、いずれも、「私の標準報酬月額の記録に問題は無い。」としている上、これらの同僚のうち、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 3 人のうちの 1 人は、「私は、申立人と同じ職種であった。当時は、残業もしていたが、給料は 1 万 3,000 円から 1 万 4,000 円ぐらいで、手取りで 1 万円ぐらいであったと思う。国（厚生労働省）から届いた標準報酬月額の記録は間違いないと思う。」としているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚 3 人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であり、その後の記録についても、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」としており、申立期間における申立人の報酬月額が申立人が主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 21 日から 51 年 3 月 19 日まで
私は、昭和 45 年 3 月から 53 年 10 月まで、A 社（現在は、B 社）の C 支社に継続して勤務していた。申立期間は、D 国の E 社に勤務していたが、A 社の社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された A 社 C 支社が発行した証明書により、申立人が申立期間を含む期間において当該事業所に継続して在籍していたことは確認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時、当社から E 社に出向した者については、出向先の会社から直接給与を支給していたので、現地（D 国）の年金制度に加入していたと思う。当社は、申立期間の給与を支給していないので、厚生年金保険料は控除していない。」としている上、申立人が申立期間において D 国の E 社で一緒に勤務していたとする同僚二人についても、申立期間を含む期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、B 社から提出された A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しに記載されている申立人の資格喪失年月日及び同取得年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年2月9日まで
② 昭和21年7月14日から24年3月17日まで

私は、昭和20年12月から24年3月までA社B支社に勤務していた。勤務している間に「新円切替」があったことを覚えている。しかし、私の年金加入記録では申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間にA社B支社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①にA社B支社（以下「B支社」という。）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、全員が「申立人を覚えていない。」としており、申立期間①において、申立人が勤務していたことが確認できない上、B支社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、B支社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日以降、21年2月1日まで新たに被保険者資格を取得した者は確認できないほか、同日付けでB支社に係る被保険者資格を取得した者のうち、自身の入社日を記憶している二人は、それぞれ20年10月及び同年11月にB支社に入社したとしていることから、申立期間①当時、B支社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、申立期間②については、B支社に係る被保険者名簿によると、被保険者全員が、昭和22年1月20日までに被保険者資格を喪失しているこ

とが確認できることから、B支社は、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったものと推認されるが、その時点でB支社に勤務していた者は、同日付けで、適用事業所であったA社本社において被保険者資格を取得したと考えられるところ、同日付けでB支社に係る被保険者資格を喪失し、同日付けでA社本社に係る被保険者資格を取得した者で、事情を聴取することができた複数の者は、いずれも「申立人を覚えていない。」としている上、申立人が記憶している同僚3人についても、2人は既に死亡し、残りの1人も所在不明であることから、申立期間②において、申立人が勤務していたことが確認できない。

さらに、前述の申立人が記憶している同僚3人について、申立人は、「私がB支社を退職したとき、3人の同僚はまだB支社に勤務していた。」としているが、B支社及びA社本社に係る被保険者名簿によると、当該同僚3人のうち、1人は、B支社が厚生年金保険の適用事業所であった期間中の昭和21年11月19日にB支社に係る被保険者資格を喪失し、別の1人は、23年7月1日にA社本社に係る同資格を喪失していることから、同僚2人は、いずれも申立期間②の期間中にはB支社を離職していると考えられる。

加えて、A社本社に係る被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名を確認することができない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されているB支社に係る被保険者記録はオンライン記録と一致している。

なお、申立人が記憶している「新円切替」は、既に申立人のB支社に係る被保険者記録が確認できる期間中に発表されている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。